

泉佐野市みどりの基本計画の一部改定について

1. みどりの基本計画とは

- ◇みどりの基本計画は、都市緑地法に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことをいいます。
- ◇住民に最も身近な地方公共団体である市町村が中長期的な視点に立って、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを記載したみどりとオープンスペースに関する総合的な計画です。

2. みどりの基本計画の経過

- ◇泉佐野市では、平成10（1998）年に「泉佐野市緑の基本計画（旧計画）」を策定し、その後、「第4次泉佐野市総合計画」の策定に合わせて、平成21（2009）年3月に改定を行いました。平成21（2009）年の計画策定後、関連法令や運用指針の改正が行われ、法改正への対応や、上位・関連計画との整合、事業等の進捗状況を踏まえた取り組みの見直しを行うため、旧計画を「泉佐野しみどりの基本計画」として改定しました。
- ◇泉佐野しみどりの基本計画は、本計画を適合させる必要がある「泉佐野市都市計画マスタープラン」と同じく、長期的な視野から概ね20年後の都市のみどりの姿を展望した上で、10年間で実現すべき事項について定めるため、基準年次を平成30（2018）年度とし、目標年次は「第5次泉佐野市総合計画」の計画期間と合わせ、2028年度となっています。

3. みどりの基本計画の一部改定の背景

- ◇上位計画において、令和4（2022）年に改正された都市計画マスタープランでは、泉佐野丘陵地区（旧泉佐野コスモポリス用地）東地区・西地区の土地利用が公園・自然系から工業系に変更されています。また、大井関公園においては、樫井川の改修や周辺の農地でのほ場整備等の完了によって、公園区域との食い違いが生じていることから、都市計画の変更に向けた検討を行う方針としています。
- ◇みどりの基本計画においても、長期未着手となっている都市計画公園については、現在のまちづくりにそぐわない計画区域となっている可能性があることから、まちづくりの進展に合致した合理的な都市計画公園の配置となるよう、都市計画マスタープランの改定と合わせて、都市計画公園の計画区域の見直しの検討方針を示します。
- ◇今回の改定は、現行のみどりの基本計画の方向性を変えるものではなく、現行の内容に沿った中で、より具体的な内容を加えるもので、「第1章 泉佐野市の概況及びみどりの現況と課題」、「第4章 計画の実施体制の整備」については、修正を行わず、「第2章 緑地の保全及び緑化の目標の設定」、「第3章 みどりに関する施策の方針」、については、必要な内容を修正するものです。

4. みどりの基本計画の構成について

序章はじめに………**現行のとおり**

1. みどりの基本計画策定の目的
2. みどりの基本計画の構成
3. みどりの基本計画で対象とする「みどり」の定義と機能

第1章 泉佐野市の概況及びみどりの現況と課題………**現行のとおり**

1. 泉佐野市の概況
2. 泉佐野市のみどりの現況
3. 旧計画（泉佐野市緑の基本計画 平成20年3月策定）の進捗状況
4. みどりに関する課題

第2章 緑地の保全及び緑化の設定………**一部修正**

1. みどりの将来像と基本方針
 - 基本方針1 まちを支える「みどりのベース」を築く：図面の修正
 - 基本方針2 まちを楽しくする「くらしのベース」を増やす：図面の修正
 - 多様な公園緑地とレクリエーション施設等を合わせたみどりの展開：文言を一部削除
 - 基本方針3 まちのにぎわいを支える「交流のみどり」を創る：図面の修正
 - みどりづくりの総合方針：図面の修正
2. 計画目標の設定
 - 緑地の確保目標面積：時点修正
 - 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標面積：時点修正
 - 市民一人当たりの施設緑地目標面積：時点修正

第3章 みどりに関する施策の方針………**一部修正**

1. 施設緑地の整備方針
 - 都市計画公園の見直し：文言を修正
 - 施設緑地の配置方針（2028年）：図面の修正
 - 施設緑地の配置方針（将来計画）：図面の修正
2. 地域性緑地の保全方針（現行のとおり）
3. みどりに関する施策
 - 「泉佐野水とみどりのシンボル軸」の形成による山と海のみどりのネットワーク化：文言を一部削除
 - 都市計画公園の計画区域の見直し：文言を修正
 - 個性的な公園緑地の整備・充実による公園利用メニューの多様化：文言を一部削除

第4章 計画の実施体制の整備………**現行のとおり**

1. 計画の実施体制
2. 計画の進行管理

用語集………**現行のとおり**

5. 主な内容

【目的】

大井関公園の区域は多くは旧樫井川河川区域に沿って区域指定されていますが、河川改修事業の実施、河川区域の変更に伴い実態と合わないものとなっています。また、隣接地である旧泉佐野コスモポリス用地においては、新ごみ処理施設や産業用地整備に伴い周辺土地利用の変更がなされました。これらの点を考慮し、土地利用の現状・実態及び今後の整備方向性を踏まえて、公園区域の変更を検討します。

【変更内容】

- ・ 将来像及び将来方針の記載より、大井関公園の記載を削除。
- ・ 大井関公園の都市計画公園区域の見直し方針を修正。

《現行計画》



《改定イメージ》

